

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第39号
令和4年3月1日
警察庁生活安全局保安課長

「証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）」の発出
について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、「証拠品事務規程の一部を改正する訓令」（令和4年法務省刑総訓第1号大臣訓令）（別添1。以下「改正訓令」という。）をもって証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）の一部が改正され、「証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）」（令和4年3月1日付け法務省刑総第145号（例規））（別添2）により関係する事務処理の手続等について通達された。その趣旨及びこれに関連する都道府県警察における運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「新法」という。

記

1 改正訓令の概要

没収等の事由により国庫に帰属したクロスボウは、殺傷能力を有する危険物であることから、原則として検察官により廃棄することとされ、例外的に、新法第4条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができることとされた。

なお、猟銃又は空気銃と同様に、新法第4条第1項第1号に掲げる用途に適するクロスボウについては、都道府県公安委員会に引き継ぐことができることとされた。

2 運用上の留意事項

施行の際現に検察庁又は警察署等において保管又は保管委託により保管しているクロスボウについて、経過期間内に、当該クロスボウの所有者に対して還付される場合がある。この場合、検察庁から送致官署である警察署等に対し、その旨及び受還付人に関する情報が通知されることとなるので、当該者が経過期間内に所持許可申請を行い、又は廃棄等を行うよう必要な措置を執られたい。

法務省刑総第147号
令和4年3月1日

警察庁生活安全局長 殿

法務省刑事局長 川原 隆 司
(公印省略)

証拠品事務規程の改正について (参考送付)

この度、証拠品事務規程の一部が別添のとおり改正され、本年3月15日から施行されることになりましたので、参考のため送付します。

法務省刑総訓第1号

検 事 総 長
検 事 長
検 事 正

証拠品事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月1日

法務大臣 古川 禎久
(公印省略)

証拠品事務規程の一部を改正する訓令

証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(他庁移送) 第54条 [1～6 略] 7 第1項から第4項までの規定は、少年法第42条第1項の規定により事件を家庭裁判所に送致する場合に準用する。 (適用除外) 第106条 第4条第4項(第69条第3項において準用する場合を含む。)及び第69条第2項後段の規定は、地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務が同一の職員により処理されている庁相互の間にお	(他庁移送) 第54条 [1～6 同左] 7 第1項から第4項までの規定は、少年法第42条の規定により事件を家庭裁判所に送致する場合に準用する。 (適用除外) 第106条 第4条第3項後段、第69条第1項後段及び同条第2項後段の規定は、地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務が同一の職員により処理されている庁相互の間における事件の送致については、適

ける事件の送致については、適用しない。

別表第 2

没収物	処 分	備 考
[略]		
7 銃砲刀剣類所持等取締法第 2 条に規定する銃砲（拳銃を除く。） <u>、刀剣類及び同法第 3 条第 1 項に規定するクロスボウ</u>	廃棄すること。ただし、法第 4 条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができ、また、同条第 1 項第 1 号に掲げる用途に適する猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、都道府県公安委員会に引き継ぐことができる。	(1) ア 廃棄するときは、再使用されないよう切断又は破壊すること。 イ 検察庁において上記処理が困難であるときは、施設を有する最寄りの刑務所に持参し、又は業者に委託して、検察事務官立会の上処分すること。刑務所で処分した場合において副製品が生じたときは、刑務所に引き継ぐこと。 (2) ア 売却するときは、譲受人に法第 4 条の規定による許可を受けさせた上、許可証を確認して引き渡すこと。ただし、譲受人が法第 3 条第 1 項第 8 号、 <u>第 1 2 号又は第 1 4 号</u> に該当する場合は、この限りでない。 イ 都道府県公安委員会に引き継ぐときは、警視庁又は道

用しない。

別表第 2

没収物	処 分	備 考
[同左]		
7 銃砲刀剣類所持等取締法第 2 条に規定する銃砲（ <u>けん銃を除く。</u> ） <u>及び刀剣類</u>	廃棄すること。ただし、法第 4 条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができ、また、同条第 1 項第 1 号に掲げる用途に適する猟銃又は空気銃については、都道府県公安委員会に引き継ぐことができる。	(1) ア 廃棄するときは、再使用されないよう切断又は破壊すること。 イ 検察庁において上記処理が困難であるときは、施設を有する最寄りの刑務所に持参し、又は業者に委託して、検察事務官立会の上処分すること。刑務所で処分した場合において副製品が生じたときは、刑務所に引き継ぐこと。 (2) ア 売却するときは、譲受人に法第 4 条の規定による許可を受けさせた上、許可証を確認して引き渡すこと。ただし、譲受人が法第 3 条第 1 項第 8 号 <u>又は第 1 2 号</u> に該当する場合は、この限りでない。 イ 都道府県公安委員会に引き継ぐときは、警視庁又は道

		府県警察本部を通じて行うこと。			府県警察本部を通じて行うこと。
[略]			[同左]		
9 <u>拳銃</u>	警察庁に引き継ぐこと。	警視庁又は道府県警察本部を通じて引き継ぐこと。	9 <u>けん銃</u>	警察庁に引き継ぐこと。	警視庁又は道府県警察本部を通じて引き継ぐこと。
備考 表中の [] の記載は注記である。					

附 則

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

法務省刑総第149号
令和4年3月1日

警察庁生活安全局長 殿

法務省刑事局長 川原 隆 司
(公印省略)

証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について(参考送付)
標記の件について、別添のとおり、検事総長、検事長及び検事正宛て通達しましたので、参考のため送付します。

法務省刑総第145号(例規)
令和4年3月1日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長 川原隆司
(公印省略)

証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)

本日付け法務省刑総訓第1号大臣訓令をもって証拠品事務規程(平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令。以下「規程」という。)の一部が改正され、本年3月15日から施行されることとなりました。

今回の改正は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号。以下「改正法」という。)により、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)が改正され、本年3月15日から施行されることに伴い、関係する事務処理の手続等が定められたものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

記

1 主な改正点について(規程別表第2、7関係)

改正後の法第3条の規定により、改正後の法第4条の許可を受けた者が所持する場合等を除いて、クロスボウの所持が原則禁止とされた。

そこで、没収等の事由により国庫に帰属した改正後の法第3条に規定するクロスボウは、殺傷能力を有する危険物であることから、原則として、廃棄することとし、例外的に、改正後の法第4条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができることとされたものである。

なお、改正後の法第4条第1項第1号に掲げる用途に適するクロスボウについては、都道府県公安委員会に引き継ぐことができることとされたものである。

2 運用上の留意点

(1) 改正後の法第3条に規定するクロスボウの処分について

改正後の法第3条に規定するクロスボウの処分については、平成16年5月

3 1 日付け法務省刑総第6 3 5 号当職通達「証拠品事務規程の一部を改正する訓令について」記2、(2)による、法第2条に規定する銃砲（拳銃を除く。）及び刀剣類と同様の取扱いとされたい。

(2) 改正後の法第3条の規定が適用されないクロスボウ及びクロスボウの矢の処分について

改正後の法第3条の規定が適用されないクロスボウを処分する際、当該クロスボウが有価物である場合も考えられるが、売却後の流通による危険の発生を未然に防止するため、規程第29条第1項ただし書に基づき、廃棄することとされたい。

また、クロスボウの矢については、改正法により所持が禁止されるものではないが、クロスボウの矢を処分する際には、押収したクロスボウと類似した他のクロスボウを使用した場合であっても、同様の威力を有して発射することが可能であることを踏まえ、規程第29条第1項ただし書に基づき、廃棄することとされたい。

(3) 経過措置について

改正法施行時に、現に保管しているクロスボウの処分については、次のようにされたい。

ア 廃棄処分

現に検察庁若しくは警察署等で保管又は保管委託により保管しているクロスボウについては、その時期を問わず、国庫に帰属したものは、前記2、(2)と同様に廃棄することとされたい。

イ 還付処分

改正法の施行の際、現にクロスボウを所持する者については、改正法附則第2条第1項及び第2項により、許可の申請又は廃棄のための経過措置規定が設けられていることから、経過期間（改正法の施行の日から起算して6月を経過するまでの間）は、改正法施行時に、現に保管しているクロスボウを還付することができる。

クロスボウを経過期間内に還付する際は、受還付人に対し、経過期間内に所持許可申請を行う必要があること又は所持許可申請をしない場合には廃棄等を行う必要があるほか、経過期間内は警察署で、無償でクロスボウの引取りを行っている旨を教示されたい。

なお、受還付人にクロスボウを還付した際には、送致官署に対し、その旨及び受還付人に関する情報を適宜の書面により通知されたい。